

## 技能検定委員の選任基準

技能検定委員の選任に先立ち、監理団体（事業所）様から下記に記載された選任基準に該当する方を推薦していただきます。所定の履歴書による書類確認の上、当協会の会長が選任します。

なお、**受検者が所属する企業の方は選任できないことをご承知ください。**

**（基礎級又は随時3級の試験において技能検定委員を務めた実績がある方でも、実績より上位級の試験の委員として初めて御推薦いただく場合は、改めて所定の履歴書をご提出いただきます。）**

### ア 基礎級の技能検定委員（次のいずれかに該当する方）

- (1) 当該検定職種又は当該検定職種に関連する検定職種の特級、1級又は2級の技能検定に合格した者
- (2) 当該検定職種又は当該検定職種に関連する検定職種に関し10年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する方
- (3) 事業所等において、当該検定職種又は当該検定職種に関連する職種に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった方
- (4) 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は、短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種又は当該検定職種に関連する職種に関する学科を修めて卒業又は修了した方
- (5) 当該検定職種又は当該検定職種に関連する職種の職業訓練指導員免許を有する方
- (6) 国、都道府県、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会において、技能検定の実施の実務に5年以上従事した方
- (7) 上記(1)から(6)に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する方

### イ 随時3級の技能検定委員（次のいずれかに該当する方）

- (1) 当該検定職種（作業）の特級、1級の技能検定に合格した方であって、当該検定職種（作業）に関して5年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する方、又は当該検定職種（作業）の2級の技能検定に合格した方であって、当該検定職種（作業）に関し10年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する方（技能系）
- (2) 事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある方又はこれらの地位にあった方で、特

級、1級に合格した方と同等以上の技能又は技術を有する方（技術系）

- (3) 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練又は指導員養成課程若しくは高度養成課程の指導員養成訓練（旧指導員訓練を含む。）において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し5年以上の学識経験を有する方（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）で、特級、1級に合格した方と同等以上の技能又は技術を有する方（学識系）
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる方と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する方

#### ウ 随時2級の技能検定委員（次のいずれかに該当する方）

- (1) 当該検定職種（作業）の特級、1級の技能検定に合格した方であって、当該検定職種（作業）に関して15年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する方（技能系）
- (2) 事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある方又はこれらの地位にあった方で、特級、1級に合格した方と同等以上の技能又は技術を有する方（技術系）
- (3) 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練又は指導員養成課程若しくは高度養成課程の指導員養成訓練（旧指導員訓練を含む。）において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し10年以上の学識経験を有する方（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）で、特級、1級に合格した方と同等以上の技能又は技術を有する方（学識系）
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる方と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する方